

北海道が定める都市計画

都市計画の内容		備 考
※都市計画区域の整備、開発及び保全の方針		提案制度の対象外
市街化区域と市街化調整区域との区分（線引き）		
地域 地区	風致地区	面積が10ha以上のもの （2以上の市町村の区域わたるものに限る。）
	臨港地区	特定重要港湾、重要港湾
	緑地保全地区	面積が10ha以上のもの （2以上の市町村の区域わたるものに限る。）
	流通業務地区	
都 市 施 設	道路	高速自動車国道、自動車専用道路（一般国道）、一般国道、道道
	都市高速鉄道	
	公園、緑地、広場	面積が10ha以上のもの （国や道が設置するものに限る。）
	墓園	面積が10ha以上のもの （国や道が設置するものに限る。）
施 設	水道	水道用水供給事業の用に供する水道
	下水道	公共下水道で排水区域が2以上の市町村の区域、流域下水道
	河川・運河	一級河川、二級河川（札幌市の区域内のみに存するものを除く）、運河
市街地開発事業		土地区画整理事業にあつては面積が50haを超えるもの、3haを超える第一種市街地再開発事業など（国の機関又は道が施行すると見込まれるものに限る。）

士別市が定める都市計画

上記北海道が定めるもの以外のもの